

「イワイF×プレミアム 取引規程」新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

新	旧
<p data-bbox="284 338 683 405">イワイF×プレミアム 取引規程 (店頭外国為替証拠金取引規程)</p> <p data-bbox="379 548 582 582">平成 22 年 <u>7</u> 月</p> <p data-bbox="209 620 754 687">岩井証券株式会社 登録番号：近畿財務局長（金商）第 <u>335</u> 号</p> <p data-bbox="181 750 715 779">この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行します。</p>	<p data-bbox="911 338 1310 405">イワイF×プレミアム 取引規程 (店頭外国為替証拠金取引規程)</p> <p data-bbox="1011 548 1209 582">平成 22 年 <u>1</u> 月</p> <p data-bbox="858 620 1362 687">岩井証券株式会社 登録番号：近畿財務局長（金商）第 <u>3</u> 号</p>

# イワイF×プレミアム 取引規程 (店頭外国為替証拠金取引規程)

平成 22 年 7 月

岩井証券株式会社

登録番号：近畿財務局長（金商）第 335 号

(規程の趣旨)

第1条 本規程は、お客さまが岩井証券株式会社（以下「当社」といいます）の店頭外国為替証拠金取引（以下「本取引」といいます）イワイFXプレミアムを利用される上で、本取引に関する権利義務関係および本取引に関するサービスの利用に関する取り決めです。

(リスクと自己責任の確認)

第2条 お客さまは、本取引を行うにあたって本規程の内容を承諾し、「イワイFXプレミアム取引説明書」、「イワイFXプレミアム取引ルール」、「イワイFXプレミアムリスク説明書」の内容や本取引の特徴、リスクおよび仕組み等に関する内容を十分に把握・理解し、お客さまの判断と責任において取引を行うことを確認するものとします。ついては、お客さまは当社が定める電磁的な方法により、これを証するものとします。

(法令、規程等の遵守)

第3条 お客さまは、当社に外国為替証拠金取引口座（以下「本口座」といいます）を設定し、本取引を行うに際し、「金融商品取引法および関連諸法令・諸規則」「外国為替及び外国貿易法」、その他の関係法令および外国為替銀行取引で通常行われている商慣行、ならびに本規程および本規程に基づき当社が取り決める定めに従うものとします。

(本口座の開設基準)

第4条 お客さまは、以下の要件全てを満たす場合に本口座を開設できるものとします。

- ① 当社の証券取引口座（以下、イワイ・ネット取引口座といいます）を開設していること。
- ② 本規程、「イワイFXプレミアム取引説明書」、「イワイFXプレミアム取引ルール」、「イワイFXプレミアムリスク説明書」のすべてに同意し、お客さまご自身の責任と判断で取引できること。
- ③ 常時、電話で連絡が取れること。
- ④ インターネットが利用できる環境があること。
- ⑤ Eメールアドレスがあること。
- ⑥ 報告書等は全て電磁的な交付方法であることに同意すること。
- ⑦ 金融先物取引業務に従事する従業員等でないこと。
- ⑧ 満年齢75歳未満であること。法人の場合は取引責任者を基準とする。
- ⑨ 成人であり学生ではないこと。法人の場合は取引責任者を基準とする。

2. お客さまから本口座の開設申込みがあったときは、当社はその可否を審査し、本口座の開設を承諾した場合に、お客さまは本取引を行うことができます。

(本口座による処理)

第5条 お客さまが、当社との間で行う本取引において、取引を行うために当社に差し入れる証拠金（以下「取引証拠金」といいます）、通貨の売買にともなう当該通貨の買付代金および売付代金の差金、計算上の損益金、その他の本取引により授受する金銭は、すべて本口座で処理す

るものとしします。

(取引方法)

第6条 お客さまは、本取引の注文等をインターネット上の本取引にかかる当社のサイトまたは当社が提供するソフトウェアから行うことができるものとし、システム障害が発生した場合も含めて、電話、ファクシミリ、電子メールその他の方法により行うことはできません。ただし、当社が必要と認めた場合は除きます。

(取引の諸条件、売買注文の指示、取引手数料等)

第7条 本取引に関する次の各号の事項は、当社が定めるものとしします。また、当社は、システム障害、その他当社が必要と認める場合、予告なく、これらの事項を変更、制限することができるものとしします。

- ① 取引できる日および時間
  - ② 取引できる通貨ペア、数量、ポジション
  - ③ 注文の有効期間、内容、執行の条件・方法等、取引にかかる諸条件
2. お客さまは、本取引の注文を行うときは、前項により定められた範囲内で、通貨ペア、売買の種類、取引数量、その他当社が定める必要な事項を指示するものとしします。お客さまの注文が約定した場合、当該注文がお客さまの手違いによるものであっても、当該注文および約定を取り消すことはできません。また、これに関して当社は一切責任を負いません。
3. お客さまは、本取引の注文が約定した場合、当社が別途定める取引手数料、その他の諸経費を当社に支払うものとしします。取引手数料は、当社の判断で変更することができるものとしします。
4. 本条第1項の変更、制限についてはお客さまの取引状況等により、当社の判断で予告なく、個別のお客さまに対して実施することがあります。

(注文の取次ぎ、事務委託)

第8条 お客さまは、当社が当社の指定する米国 GFT 社 に、本取引に関する注文を取次ぎ、および本取引に関連する事務を委託することを、あらかじめ承諾するものとしします。

(為替レートおよびスワップポイント)

第9条 お客さまは、本取引に係る為替レートおよびスワップポイントは、当社が提示する為替レートおよびスワップポイントが適用されることをあらかじめ承諾するものとしします。

2. 当社は通貨ペアごとに売値と買値を同時に提示し、お客さまは売値で売付け買値で買付けすることができます。当社がお客さまに提示する売値と買値には差があり、その差は通貨ごとに異なり、市場の状況によって変化するため常に一定ではありません。また、買値は売値よりも高くなっています。

3. お客さまは、外国為替相場の状況または変動により、当初お客さまが期待した価格と同一にならない場合があることをあらかじめ承諾するものとしします。

4. スワップポイントは、取引した通貨ペア間に生じた金利差相当額の受払いですので、一般的に金利の高い通貨の買い・金利の低い通貨の売りの場合は取得、金利の高い通貨の売り・金利の低い通貨の買い場合は支払いとなります。支払いとなった場合にはスワップポイントにより損

失が生じることをあらかじめ承諾するものとします。

5. お客さまは、逆指値による注文については、為替レートが指定した値になった時点で、成行注文として執行されるため、外国為替相場の状況または変動による実際の出来値が必ずしもお客さまの指定した値と同一にならない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

（注文の確認、取引の報告等）

第10条 お客さまは、本取引の注文を行った場合、注文後 24 時間以内に、本取引に係るシステムの画面により、注文が適切に実行されたことを確認するものとします。お客さまがこの確認を行わなかった場合、当社は注文の適切な実行がないことによる責任を免除されることに、同意していただきます。

2. お客さまは、取引報告、当社からお客さまへの通知、その他の情報は、本取引に係るシステムの画面に表示することによりお客さまに提供されたものとみなされ、書面による報告書等はお客さまに交付されないことに、同意していただきます。また、お客さまは、かかる情報を入手可能になったとき、または知り得べきときから 48 時間以内に当社に対し承諾しない旨を通知しない限り、承諾したものとみなされることに同意していただきます。

（口座の管理、口座の不一致）

第11条 お客さまは、お客さまの本口座の状態を本取引に係るシステムの画面において管理するものとします。

2. お客さまは、お客さまの本口座の状態に不一致がある場合、不一致の発見から合理的な期間内に、この不一致を是正するために妥当な最善の措置を講じることに同意していただきます。当該不一致が当社のみでの責任に帰すべき事由によるものである場合でも、お客さまが前記の措置を講じなかったときは、当社はその責任を免除されることに、同意していただきます。

（取引証拠金）

第12条 お客さまは、当社と行う本取引に係る取引証拠金の取扱いについて、次に定める各号を承諾するものとします。

- ① お客さまは本取引から生じる当社に対するお客さまのすべての債務を担保するため、取引証拠金の必要額として当社が定める金額（以下「必要証拠金」といいます）以上の金銭を本取引開始前に当社が定める方法により本口座に差し入れること。
- ② 当社は本取引により差損益金が生じた場合、お客さまに事前に通知することなく当該差損益金を取引証拠金に充当し、または、取引証拠金から差し引くことができるものとする。
- ③ 取引証拠金は、当社が特に認める場合を除き、円貨をもって差し入れること。
- ④ お客さまが差し入れた本取引に係る取引証拠金の引出しについては、本規程および当社の定めるところによること。
- ⑤ 当社は、異常な相場変動発生等の事由により必要証拠金の額および必要証拠金率を変更することができることとし、必要証拠金の額および必要証拠金率を変更した時は、遡及的に変更前のポジションの取引証拠金に対しても変更後の必要証拠金の額および必要証拠金率を適用できること。
- ⑥ 前各号に定める事由の他、本取引に係る取引証拠金の取扱いには、当社の定める事項に従うこと。

とに異議のないこと。

(取引証拠金の返金)

第13条 お客さまの本口座の取引証拠金額が当社の定める必要証拠金の額を上回っている場合、お客さまは、当社の定めに従い、その超過額の全部または一部の返金を当社に請求することができるものとします。

(決済、ロールオーバー)

第14条 お客さまは、お客さまが行った注文により保有するポジションを、それを決済するために必要な反対売買の注文を行うことによって差金を確定するものとします。なお、お客さまは、保有するポジションについて係る通貨の引渡しを請求することはできません。

2. お客さまは、当社の定める時刻までに、お客さまの未決済ポジションについて前条による反対売買の注文により差金を確定しなかった場合、当社が当社の定める時刻に、当社の定める為替レート、スワップポイント等にて当該未決済ポジションを更新することができることに、あらかじめ同意していただきます。

(ロスカットルール)

第15条 お客さまは、次に掲げるロスカットルールの内容を十分理解・承認した上で、お客さまの判断と責任において本取引を行うことを確認するものとします。また、当社が定めるロスカットルールに該当した場合、その執行がなされることに異議のないものとします。

- ① ロスカットルールは通貨コースごとに適用され、適用された場合は、その通貨コースの全てのポジションをお客様に通知することなく、当社が任意で当社の提示する為替レートで反対売買することができること。
  - ② ロスカットルール執行において、為替レートの状況によりロスカット基準から、大きく乖離した価格で約定することもあり、必ずしも損失を予想額に留めるとは限らないこと。
  - ③ 前各号の結果、生じた損害については、当社がその責を負わないこと。
  - ④ ロスカットルール執行による反対売買の結果、残債務がある場合、お客さまは当社が指定する期日までに当社に対して残債務の弁済を行う必要があること。
2. 前項のロスカットルールについては、当社の判断によって変更することができるものとします。

(強制決済、期限の利益の喪失)

第16条 お客さまについて次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社は当社の任意により、お客さまが保有する未決済ポジションの全部または一部についてそれを決済するために必要な反対売買を当社が提示する為替レートを用いてお客さまと行うことができるものとします。またこの場合、当社からの通知、催告等がなくても、お客さまは、当社に対する本取引に係る債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

- ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

- ③ お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押えまたは競売手続の開始があったとき。
  - ④ お客様が当社に対する本取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押えまたは競売手続の開始があったとき。
  - ⑤ 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。
  - ⑥ 氏名・住所変更の届出を怠る等、お客様の責めに帰すべき事由によってお客様の所在が不明となったとき。
  - ⑦ 死亡したとき、または心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難もしくは不可能となったとき。
2. お客様が本取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社は当社の任意により、当該遅滞に係る未決済ポジションを決済するために必要な反対売買を当社が提示する為替レートを用いてお客様と行うことができますものとします。またこの場合、お客様は当社の請求によって、当社に対する本取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
  3. 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、お客様は、当社の請求により、当社の指定する日時までに、お客様が保有する未決済ポジションの全部または一部についてそれを決済するために必要な反対売買を、当社に注文するものとします。当該日時までに、お客様が反対売買の注文を行わないときは、当社が任意にそれを決済するために必要な反対売買を当社が提示する為替レートを用いてお客様と行うことができることに、お客様は異議ないものとします。またこの場合、お客様は当社の請求によって、当社に対する本取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
    - ① お客様の当社に対する本取引以外の一切の債務のいずれかについて一部でも履行を延滞したとき。
    - ② お客様の当社に対する本取引以外の債務について差し入れている担保の目的物について差押えまたは競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含みます）があったとき。
    - ③ お客様が本規程またはその他一切の当社との取引規程のいずれかに違反したとき。
    - ④ 前各号の他、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
    - ⑤ 第17条第1項各号に該当したことにより本口座が解約されたとき。
    - ⑥ お客様が本取引を行うことについて不適格であると当社が判断したとき。
  4. 当社は、当社が必要と認めたときは当社の任意により、お客様に事前に通知することなく、お客様が保有するすべての未決済ポジションについてそれを決済するために必要な反対売買をお客様と行うことができますものとします。ただし、当社はこの反対売買による決済を行う義務を負わず、当社がこれを行わなかった場合でも当社は一切責任を負いません。

#### （口座の解約）

- 第17条 お客様について次の各号の事由のいずれかに該当し、または第16条に掲げる事由のいずれかに該当した場合は、お客様との間のすべての本口座は解約されるものとします。ただし、解約時においてお客様が当社と行う本取引の未決済勘定が残存する場合、またはお客様が当社に対する本規程に基づく債務が残存する場合は、その限度において本規

程は効力を有するものとします。

- ① お客さまが当社に本口座の解約を申出たとき。
- ② お客さまが本規程もしくは当社が定める本取引のルール、関係法令諸規則、その他当社の取引約款・規程のいずれかに違反し、当社が本口座の解約を通告したとき。
- ③ 第36条に定める本規程の変更にお客さまが同意しないとき。
- ④ 前各号の他、やむを得ない事由により、当社がお客さまに対し解約の申出をしたとき。
- ⑤ お客さまが第4条の口座開設基準を満たさなくなったとき。

2. 前項において、当社の要した解約に係る費用は、その都度、お客さまは当社に支払うものとします。

(相殺)

第18条 当社との一切の取引において、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客さまの当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限の如何にかかわらず、お客さまに事前に通知することなく、いつでも当社は相殺できるものとします。

2. 前項の場合、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客さまの代わりに諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできるものとします。

3. 前項目によって相殺をする場合は、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし債権債務の利率、本取引に係る当社に対する債務の遅延損害金の率および当社に対するその他債務の遅滞損害金の率については当社の定める利率によるものとします。また、債権および債務の支払通貨が異なるときは当社の指定する通貨に当社の指定する為替レートにより換算するものとし、お客さまの当社に対する外貨建ての債務を円貨額に換算する場合に適用する為替レートについては当社の指定する為替レートとするものとします。

(担保物、占有物の処分)

第19条 お客さまが当社に対し負担する債務を当社が定める所定の日時までには履行しないときは、当社は、お客さまに通知、催告等を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、取引証拠金として差し入れを受けた現金および当社が占有しているお客さまの有価証券等をその方法、時期、場所、価格等は当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済を行った結果として残債務がある場合は直ちに弁済を行うものとします。

(充当の指定)

第20条 債務の弁済または第18条の相殺を行う場合、お客さまの債務の全額を消滅させるのに足りないときは当社が定める順序方法により充当ができるものとします。

(遅延損害金の支払い)

第21条 お客さまは、本取引に係る当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日より履行日まで、当社の定める率および計算方法による遅延損害金を支払うことに異議のないものとします。

(決済条件の変更)

第22条 お客さまは、天災地変、経済状況の激変、その他やむを得ない事由に基づいて、当社が本取引に係る決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

(債権譲渡等の禁止)

第23条 お客さまが当社に対して有する本取引に係る債権について、お客さまはこれを他に譲渡または質入、その他処分をしないものとします。

(公租公課)

第24条 お客さまは、本取引に係る公租公課をお客さま自身の負担により支払うものとします。

(利息その他の対価)

第25条 当社は本取引に関し、お客さまが当社に取引証拠金として差し入れる金銭、本取引により生じたお客さまの売買差益金またはその他の金銭には、利息その他の対価をつけないものとします。

(報告)

第26条 お客さまは、第16条第1項各号および同条第3項各号いずれかの事由が生じた場合には、当社に対して直ちに書面をもってその旨を報告するものとします。

(届出事項の変更届)

第27条 お客さまが当社に届け出た氏名もしくは名称、住所もしくは所在地、届出印、電話番号、電子メールアドレス、その他の事項に変更があったときは、当社所定の手続きにより、遅滞なくその旨を当社に届出をするものとします。

(政府機関宛報告書等の作成および提出)

第28条 お客さまは、当社が日本国の法令等に基づき要求される場合には、お客さまに係る本取引の内容その他を、日本国等政府機関宛に報告することに異議のないものとします。この場合、お客さまは当社の指示に応じて係る報告書その他の書類（電磁的記録を含みます。次項において同じ）作成に協力するものとします。

2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されるものとします。

(免責事項)

第29条 次に掲げる各号を含め、当社の故意または重過失によらずしてお客さま、または第三者に発生した損害または費用（以下「損害等」といいます）については、当社はその責を負わないものとします。

- ① 天災地変、政変、経済事情の激変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖、各国政府による規制等の不可抗力、システム障害またはその他当社の責めに帰することのできない事由により、本取引の執行、金銭の授受、証拠金の振替、預託または事務手続き等が遅延または不能となっ

たことにより生じた損害等。

- ② 電信、郵便またはインターネットの誤発信、誤謬、遅延等当社の責めに帰することのできない事由により生じた損害等。
  - ③ 当社所定の書類に押印した印影または署名と届出印の印鑑または署名と相違ないものと当社が認めて、金銭の授受その他の処理が行われたことにより生じた損害等。
  - ④ お客さまおよび当社ならびに当社提携先のそれぞれを結ぶすべてを含む通信回線およびシステム機器について、以下の事由により、注文が発注されないまたは誤発注されることによって生じるお客さまの損害等。
    - (a) 当社の故意によらない通信回線およびシステム機器の瑕疵または障害もしくは第三者の妨害による情報伝達の遅延、不能または誤作動等。
    - (b) 天災地変その他やむを得ない事由による通信回線およびシステム機器の瑕疵または障害。
  - ⑤ 本取引における取引の速度及び回線の混雑等を事由とした損害等。
  - ⑥ お客さまのログインID、暗証番号等につき、お客さまご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を当社が確認して行われた取引により生じた損害等。
  - ⑦ その事由の如何を問わず、お客さまの暗証番号等または取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害等。
2. 当社に登録されているお客さまのログインID、暗証番号等と、お客さまが入力されたログインID、暗証番号等が一致しなかったために取引が行えなかったことにより生じた損害等。
  3. 本取引に関し提供する情報及び付帯するサービス情報の誤謬、伝達遅延、欠落および中断により生じた損害等。
  4. お客さまが本規程もしくは本取引の内容または取引方法について誤解または理解不足であったことにより生じた損害等。
  5. 本取引の取次先業者が提示する取引レートに誤りがあり、それにより取引が約定した場合の修正処理により生じた損害等
  6. やむを得ない事由により、当社が本取引に係るサービスを停止し、または中止したことにより生じた損害等。

(通知の効力)

第30条 お客さまが当社に届け出た住所または所在地、もしくは電子メールアドレスあてに、当社よりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到達すべきときに到着したものとします。

(サービス利用の制限)

第31条 当社は、お客さまが本取引を行うことが不相当と判断した場合には、お客さまの本取引に係るサービスの利用を制限し、または禁止することができるものとします。

2. 当社がお客さまの本サービスの利用を禁止した場合には、お客さまは直ちに期限の利益を喪失します。

(取得情報の個人利用等)

第32条 お客さまは、本取引の過程で当社を通じて取得したデータ、ニュース等の情報（これを複製または複製したものを含まず）を、お客さまの本取引の目的のみに利用するものとし、営利目的の利用はもちろん、第三者へ提供する目的であるか否かを問わず、加工、再配信および転載等を行ってはならないものとします。

(適用法令および合意管轄)

第33条 本規程は、「金融商品取引法および関連諸法令・諸規則」「外国為替および外国貿易法」等その他の日本国の法律に準拠し、外国為替銀行取引で通常行われている慣行に基づき、当社が取り決める本規程に従って解釈されることとします。また、当社との間の本取引に起因または関連する訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾します。

(サービス内容の変更)

第34条 当社は、お客さまに事前に通知することなく、本取引に関して提供するサービスの内容を変更することができるものとします。

(サービスの中止および廃止)

第35条 やむを得ない事情がある場合、お客様に対する3ヶ月以上前の事前に通知することにより、当社はサービスの提供を中止または廃止することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾します。

2. お客様は、前項により通知されたサービスの中止・廃止日までに、すべてのポジションを反対売買し本取引を終了することに承諾します。
3. お客様は当該中止・廃止日にお客様のポジションが残存する場合には、当社が任意に反対売買を行うことをあらかじめ承諾し、当社に対する本取引に係る債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

(規程の変更)

第36条 当社は、法令の変更または監督官庁の指示、その他当社が必要と判断した場合は本規程を変更することができます。この場合、当社はその変更事項をウェブサイトに掲示する等、当社が定める方法によりお知らせします。

2. 本規程の変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限する、またはお客さまに新たな義務を課すものであるときにおいて、所定の期日までにお客さまから異議の申出がない場合は、お客さまが規程の変更に承諾したものとみなします。

以上

## 「先物取引に関する支払調書」提出時の住所・名前の告知について

岩井証券株式会社御中

私は、岩井証券のインターネット取引（イワイ・ネット）に届け出ている住所・名前（所在地・名称）を、岩井証券による、所得税法に基づく「先物取引に関する支払調書」提出時の住所・名前（所在地・名称）として告知します。

以上

### 【ご参考】

平成 20 年度所得税法改正により、平成 21 年 1 月 1 日より、弊社「イワイ FX プレミアム」など店頭外国為替証拠金取引（以下、店頭 FX 取引といいます。）を取り扱う金融商品取引業者は、その顧客の店頭 FX 取引における取引損益等を記載した「支払調書」の税務署への提出が義務付けられることになりました。これに基づき、イワイ FX プレミアムにおける決済取引の約定により確定した、個人のお客様の取引損益額が、「支払調書」に記載された上で税務署へ提出されるようになります。

また、お客様は決済取引をする際、ご住所・お名前を岩井証券に告知することが義務付けられました。

### （所得税法第 224 条の 5）

店頭デリバティブ取引の差金等決済をする者は、その差金等決済をする日までに、その者の氏名又は名称及び住所を、その店頭デリバティブ取引の相手方である金融商品取引業者等に告知しなければならない。

### （所得税法第 225 条）

金融商品取引業者は、居住者等が行った店頭デリバティブ取引について差金等決済があった場合には、「先物取引に関する支払調書」を、その店頭デリバティブ取引の差金等決済があった日の属する年の翌年 1 月 31 日までに、その金融商品取引業者等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

なお、所得税法改正の詳細につきましては、所轄の税務署にご確認ください。